

令和2年(2020年)4月24日
総務部 税務課 総務係
(課長)丸山信秀(担当)矢沢美由紀 中村一平
電話 026-235-7046(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2073
FAX 026-235-7497

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう方々を応援します！ 新型コロナウイルス感染症対策「助け合いふるさと寄付金」の募集

最前線で働く医療関係者や厳しい経済状況でも頑張っている方々を寄付という形で応援する、県民の皆様の助け合いの取組を開始します。

一日でも早くこの危機を克服するため、皆様の温かいご支援を心よりお待ちしております。

【寄付金の受付】

1 受付期間：令和2年4月24日(金)から当面3か月程度

2 募集項目：①医療関係者応援枠

新型コロナウイルス感染症と最前線で向き合っている医療従事者などを支援

②事業者応援枠

厳しい経済状況の中でも頑張っている飲食・宿泊業等の中小事業者や従事者を支援

【寄付の方法】

寄付受付サイト「さとふる」(以下のバナー、QRコードまたはURL)からお願いします。



https://www.satofull.jp/static/oenkifu/corona_virus.php

※クレジットカード決済以外の方法を希望される場合は、申出書に必要事項を記入いただき、電子メール、郵送またはファックスにより税務課あて送付ください。確認後、納付書を送付いたします。詳しくは、ふるさと信州寄付金ホームページ(<http://nagano.tax-furusato.jp/>)をご参照ください。

※誠に申し訳ありませんが、こちらの寄付に対してお礼の品はお送りしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(参考)

ふるさと納税における税軽減のしくみ

お寄せいただいた寄付金は、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。

「ふるさと納税制度」とは、県や市町村など地方公共団体へ寄付を行った方の申告により、所得税及びお住まいの市区町村へ納める住民税から、寄付金分を差し引くという制度です。

所得税は寄付を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄付を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

○所得税控除額

(年間寄付額 - 2,000円)
× 所得税率

○住民税控除額 (基礎控除 + 特例控除)

基本控除 = (年間寄付額 - 2,000円) × 10%
特例控除 = (年間寄付額 - 2,000円)
× (90% - 所得税率)
※特例控除は住民税所得割の20%が上限

寄付金控除の計算イメージ(具体例)

『給与収入700万円で夫婦、子ども2人(所得税率10%、住民税所得割 293,500円)のケース』

○長野県に35,000円を寄付した場合

寄付額 35,000円から寄付金控除の適用下限額 2,000円を引いた 33,000円が控除の対象になります。

